

保護者の皆様へ

特定非営利活動法人輝H I K A R I
理事 大谷 貴志

政府の緊急事態宣言に対する今後の対応について

日頃より児童発達支援・放課後等デイサービス輝H I K A R Iの活動にご協力いただきありがとうございます。現在発令されております、緊急事態宣言への対策につきまして、以下の通り、今後の運用ならびに、ご家庭でご協力いただくことをお知らせいたします。

お手数をおかけ致しますが、何卒、ご協力の程よろしくお願いいたします。

児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては厚生労働省より「原則開所せよ」との通達が来ております。学校休業の場合、原則、休日のサービス提供時間内で考えておりますが、今後、時短営業も視野に入れて検討中でございます。

※サービスを安全に提供することができない人員配置になった場合、または政府や行政からのサービス停止要請があった場合は直ちにサービスを停止します。

【御利用者様について】

- ① 本人または同居の家族が新型コロナウイルスに感染した場合、その利用者のサービスを一時停止します。該当者が感染確認から症状が回復した場合、又は無症状の場合、医師の指示により家庭と連絡調整します。また、行政からの明確な指示がある場合はそれに従います。
- ② 本人または同居の家族が濃厚接触者とされた場合についても①と同様とします。
- ③ 本人または同居の家族が濃厚接触者とされた人と濃厚な接触をしたと判断された場合その利用者は2週間自宅待機とします。症状が現れた場合については①と同様とします。

【職員について】

- ① 職員または同居の家族が新型コロナウイルスに感染した場合、その職員は就業停止とします。該当者が感染確認から症状が回復した場合、又は無症状の場合、医師の指示により連絡調整します。また、行政からの明確な指示がある場合はそれに従います。
- ② 職員またはその同居家族が濃厚接触者とされた場合その職員は2週間自宅待機とします。症状が現れた場合については①と同様とします。
- ③ 職員またはその同居家族が濃厚接触者とされた人と濃厚な接触をしたと判断された場合そのスタッフは2週間自宅待機とします。症状が現れた場合については①と同様とします。

以上